

# 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願（案）

2014年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇議会  
議長 〇〇〇〇様

請願者

〇〇〇平和委員会

住所

代表

連絡先（電話）

紹介議員

## 請願趣旨

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備を行わないことを求める意見書を、政府および関係行政官庁宛に提出していただきたい。

## 請願理由

7月1日、安倍政権は、世論調査にも示されているように、多くの国民の慎重審議、反対の声を押し切って、集団的自衛権行使を容認する「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定を強行し、関連する法律の整備、立法化に着手しました。

閣議決定は、日本が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し」、これが「わが国の存立が脅かされる」などの「明白な危険がある」などと時の政権が判断すれば武力行使ができると、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使が可能だとしています。

これまで歴代政府は、半世紀以上にわたって、憲法9条の下では集団的自衛権行使はできず、もし行使するならば憲法9条の改定が必要としてきました。

集団的自衛権行使容認という、憲法の基本原則に関わる重大な変更を、国民にはかることなく、憲法に定められた手続きに従うこともなく、しかも憲法99条で憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは、立憲主義に根本から違反するものです。

また閣議決定は、国連安保理決議などにもとづき武力行使する「多国籍軍」への後方支援活動を、これまで「戦闘のおそれのある地域」では活動できないとしてきた制限を取り払い、「現に戦闘を行っている現場」以外なら行うことができるようにし、事実上、戦闘地域での後方支援活動を可能にしています。さらに、PKO（国連平和維持活動）等で他国部隊を守る「駆けつけ警護」や任務遂行のための武器使用もできるようにする、わが国に対する「武力攻撃に至らない侵害」に対して自衛隊が場合によっては武力行使できるよう手続きの迅速化のための方策について検討するなど、自衛隊の武力行使に対する歯止めを取り払うものとなっています。

今回の閣議決定に対し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文）という誓いが破られるのではないかという深い懸念が広がっています。わが国は、憲法9条の立場を曲がりなりにも堅持してきたからこそ、戦後一貫して戦争の犠牲者をださず、国際的な信頼をも勝ち得てきました。半世紀以上にもわたって積み重ねてきた憲法解釈を変えることは、アジア諸国との間にあえて緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国際紛争の平和的解決のために努力している国際社会の流れに逆行するものです。このような懸念から、閣議決定のあとの世論調査でも、集団的自衛権行使容認に反対する声は半数を超え、集団的自衛権の解釈変更にたいする地方議会の反対・慎重意見書は210以上に広がっているのです。

以上の理由により、国に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備を行わないことを強く求めるものです。